

インフルエンザの出席停止期間について

- 治療・十分な療養等により、快復に努めてください。
- 感染拡大防止のために、次の事柄についてお願いします。

(1) 出席停止期間

- ・基準「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」
- ・発症した日を0日として数えます。

インフルエンザ出席停止期間の目安

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目			登校OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目		登校OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	登校OK		
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	登校OK	
発症後5日目に解熱した場合						解熱	1日目	2日目	登校OK

- (2) 受診時に受け取ったインフルエンザの治療を受けていたことを証明できる書類（インフルエンザ治療薬の服薬説明書または薬袋等）を、必ず保管してください。

(3) 出席停止についての手続き

登校後、担任から「インフルエンザによる出席停止届」を受け取り、保護者の方でご記入の上、(2)の証明書類を添付し、1週間以内を目処に担任へ提出してください。

※以上の手続きは、ご家庭でできます。（医療機関へ改めて書類等の依頼をする必要はありません。）

※「インフルエンザによる出席停止」の用紙は、学校HPからもダウンロードできます。